

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

平成20年9月26日

厚生労働省

9月12日

- 中国国内において、中国国内の大手乳製品メーカーの粉ミルクが原因と思われる乳児の腎結石が発生している旨の報道を入手した。これを踏まえ、同日、乳及び乳製品の輸入手続きを保留するよう指示した。

9月20日

- 丸大食品が輸入した加工食品の原材料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された「内蒙古伊利実業集团有限公司」からの牛乳を使用していることが確認され、問題となった商品の自主回収をする旨を公表した。

(注)

- 「内蒙古伊利実業集团有限公司」等は、タンパク質の含有量を多く見せる目的で、粉ミルクの原料に意図的に添加したものと考えられる。
- 丸大食品が自主回収を行うと公表したのは、以下の5品目。
 - ・「抹茶あずきミルクまん」8個入り
 - ・「クリームパンダ」6個入り
 - ・「グラタンクレープコーン」7個入り
 - ・「角煮パオ」4個入り
 - ・「もちり肉まん」8個入り
- 中国側の調査でメラミンが検出された22社の乳製品については、我が国への輸入実績はないが、当該公表を踏まえ、乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対して、
 - ・ 原材料に使用された乳及び乳製品にメラミンの混入がないか点検すること
 - ・ 輸入者に対して輸入時に検査を実施すること
 - ・ メラミンが検出された場合には、食品衛生法第10条（未指定添加物の販売等の禁止）違反として輸入を認めないことを検疫所等を通じて指示し、都道府県等（134自治体）及び農林水産省を通じて関係業界に情報提供を行った。

9月22日

- 乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の輸入者に対して、既に輸入された食品についても自主検査を実施するよう指示した。
- メラミンの検査実施可能検査機関について、都道府県等及び検疫所を通じて関係事業者に対して情報提供を行った。
- 都道府県等に対し、住民等から問い合わせがあった場合には、内閣府食品安全委員会のホームページに掲載される情報を参考に対応するよう要請した。
- 都道府県等の医療・福祉施設所管部局に対し、情報提供及び注意喚起を実施。

9月25日

- 中国以外の国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原材料とした食品について、モニタリング検査を実施するよう指示するとともに、都道府県等に対して情報提供を行った。
- 新たに追加となったメラミンの検査実施可能検査機関について、都道府県等及び検疫所を通じて関係事業者に対して情報提供を行った。

9月26日

- 中国から既に輸入された食品のうち、乳及び乳製品並びにこれらを含む加工食品の自主検査については、原材料中の乳及び乳製品の配合割合が高いものを優先的に実施するよう指示した。

(別紙)

メラミンの毒性について

○メラミン：食器や日用品等に使用されるメラミン樹脂の主原料となる化学物質。

○TDI（耐受一日摂取量※）

- ・ 米国食品医薬品庁（FDA）：0.63 mg/kg 体重/日（メラミンとして）
- ・ 欧州食品安全機関（EFSA）：0.5 mg/kg 体重/日（メラミン及び関連化合物全体として）

ただし、いずれも暫定的なリスク評価である。

※ TDI（耐受一日摂取量）：耐受摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質（重金属、かび毒など）に設定される。耐受一日摂取量は、食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8$ mg（EFSAでは30mg）である。

○詳細は内閣府食品安全委員会ホームページ「メラミンについて」を参照。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/meramine.pdf>